

情報なんぶ

令和2年4月16日発行

南部町行政だより 第202号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

汗かく農業者支援事業について

事業対象者	○事業区分①～④ 南部町内に土地を有し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者 ○事業区分⑤～⑥ 集落の農地を守るため、自発的に作業道整備や農地保全を行なう意欲的な農業者
事業申請	事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談下さい。
申請期限	①～④は6月末までに、⑤～⑥は10月末までに申請して下さい。

【事業内容】 ※消費税は補助対象経費に含まれません。

区分	内容	補助対象経費※	補助率	補助上限
①養魚田整備	養魚田整備のために要する経費を補助する	重機等の賃借料、材料費、業者委託にした場合の工事請負費、修繕費（但し防水シート等の消耗品は除く）	1/2	250,000円
②栽培推進	果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱（梨及びいちじくを除く）	1/2	150,000円
③施設整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を補助する	ハウス資材費（中古可）、建設費、修繕費（ビニールの張替えは除く）、プランター栽培、ポット栽培、水耕栽培セットの導入費	1/3	500,000円
④機械整備	新規作物の栽培、または規模拡大、生産性・収益性向上により農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を補助する	購入費50,000円以上の機械の取得費（水稲用機械、トラクター及び付属機器等、その他農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く）	1/3	200,000円
⑤資格取得	重機、車輛、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を補助する	資格取得に要する経費（受験料、受講料、テキスト代） ※不合格の場合は補助対象外	1/3	30,000円
⑥農地改良	自らの作業により行う、用排水路・農地整備のために係る費用を補助する。 ※業者請負も対象	材料費（砕石、真砂、二次製品、塩ビ管）、重機等の借上料、労務費（県標準単価による）	1/2	200,000円

【問い合わせ先】 産業課 ☎64-3783

令和2年7月納付分から水道料金を改定します

南部町の水道事業は、地域間で異なっていた水道料金を統一するため、平成24年度より料金改定を進めてきました。平成29年度には、一般用の水道料金を料金水準の低い会見地区の料金に統一をしました。今回は、この統一後の料金減収を回復するために行うもので、令和2年7月納付分からの水道料金が改定となります。

水道施設の状況は、各家庭に水を供給しています水道管のうち、耐用年数を超過しているものが約25パーセントを占めています。このため、老朽による漏水、水圧低下、断水工事が年々増えてきています。このまま施設の更新を行わないと、水道管の破損が相次ぎ発生し、安定的な供給が困難となっていきます。

一方で、人口減少に伴い料金収入が減少していますので、老朽施設を更新するための財源も不足し、経営も事業運営も厳しい状況となっています。

将来世代に健全な水道事業を引き継ぐためには、古くなった水道管等の施設更新と、そのための料金改定が必要となります。今回の料金改定後も適正な水道料金の検討を行いながら、健全な水道事業を継続してまいりますので皆さまのご理解をお願いします。

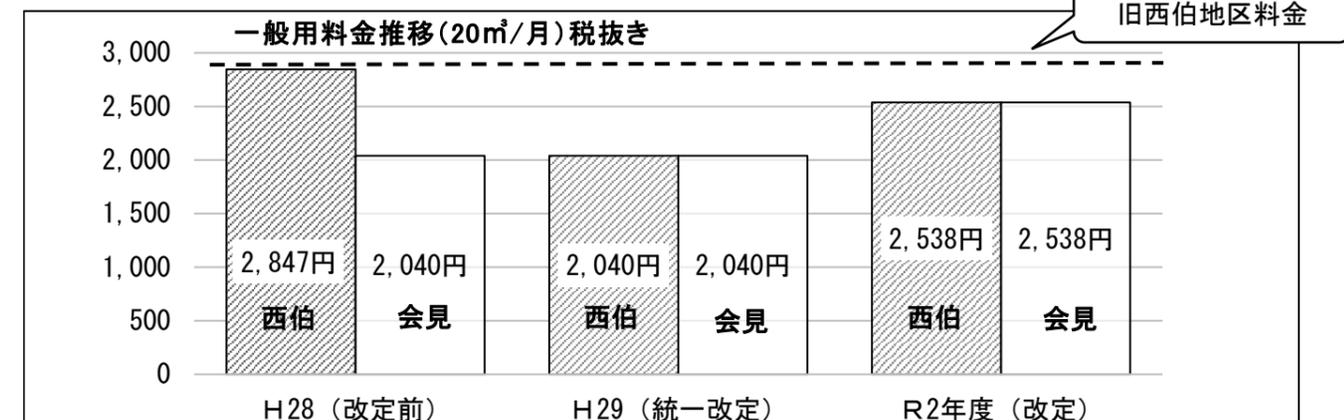
【料金改定（目安）】

（一般用）

1ヶ月の使用水量		10 m ³	20 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
水道メーター 口径13mm	現行	1,190円	2,040円	2,890円	3,740円	4,590円
	新料金	1,368円	2,538円	3,758円	5,028円	6,298円
水道メーター 口径20mm	現行	1,340円	2,190円	3,040円	3,890円	4,740円
	新料金	1,468円	2,638円	3,858円	5,128円	6,398円

（公共・営業用）

1ヶ月の使用水量		25 m ³	50 m ³	150 m ³	250 m ³	500 m ³
水道メーター 口径25mm以上	現行（会見地区）	8,800円	8,800円	23,550円	39,800円	81,050円
	現行（西伯地区）	8,800円	8,800円	29,050円	50,800円	105,800円
	新料金	8,800円	8,800円	29,050円	50,800円	105,800円



【令和2年度の料金改定】

○統一後（平成29年度から）の料金減収分を回復させるため、一般用の水道料金を改定します。

○併せて、会見地区の公共・営業用の水道料金を西伯地区に統一して改定します。

【問い合わせ先】 建設課上下水道室 ☎66-4807

■ 南部町農地利用最適化推進委員募集について ■

農業委員会等に関する法律の改正により、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、南部町農地利用最適化推進委員を募集します。

募集人数	11人（区域ごとの募集人数は以下のとおり）					
	天津	大国	法勝寺	上長田・東長田	手間	賀野
	1人	2人	1人	4人	1人	2人
任期	農業委員会が委嘱した日（7月20日以降）から令和5年7月19日まで					
身分	南部町の特別職非常勤					
職務内容	農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行います。 また、担当する地域内における農地等の利用の最適化の推進について、各種研修会等に参加したり農業委員会総会等に出席したりし意見を述べるすることができます。					
委員報酬（月額）	29,000円					
推薦を受ける者及び応募する者の資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる満20歳以上である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1) 町税等を滞納している者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者					
推薦及び応募に係る手続等	次の提出書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、持参により南部町農業委員会事務局に提出してください。なお、提出された書類は返却しません。					
	(1) 提出書類					
	農業者等（個人）が推薦する場合			様式第1号		
	農業者等（法人又は団体）が推薦する場合			様式第2号		
	自ら応募する場合			様式第4号		
(2) 添付書類 ア) 身分証明書（本籍地の市町村が発行するもの） イ) 町税等納付状況確認同意書（様式第3号） ※いずれも推薦を受ける者及び応募する者の発行後3か月以内のもの (3) 受付期間 4月16日（木）から5月20日（水）まで ※受付時間：午前8時30分から午後5時15分（平日） ※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。						
選定方法	南部町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知します。					
情報の公表	募集期間の中間および終了後に、区域ごとの応募及び推薦された者の人数を南部町ホームページで公表します。					

【提出・問い合わせ先】 〒682-0201 南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎2階

■ 町営住宅・若者向け住宅の入居者募集について ■

【公営住宅】

団地名	区分	建築年度	構造	部屋数	家賃月額
法勝寺団地103号	県営住宅	平成13年	木造平屋建	2DK	15,200～22,700円
手間第二団地2号	町営住宅	平成5年	木造2階建	3DK	15,600～23,300円
手間第二団地9号	町営住宅	平成6年	木造2階建	3DK	15,800～23,500円
城山団地18-1-7号	町営住宅	平成18年	木造2階建	3DK	20,200～30,100円

【若者向け住宅】

団地名	建築年度	構造	部屋数	家賃月額
メゾン福成 101号、102号	平成26年	鉄骨2階建	2DK	20,000円

※公営住宅・若者向け住宅とも家賃月額には駐車場使用料・CATV使用料を含みません。

別途負担をお願いします

	入居者の資格	必要書類
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・現在一緒に住んでいるか、または住もうとしている親族があること ・世帯の収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと（月平均所得が15万8千円以下） ・現に住宅に困窮していることが明らかな人 ・市町村税を滞納していないこと（法勝寺団地を除く） ・入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと ・連帯保証人が必要です（町内在住者2名、法勝寺団地のみ1名） 	<ul style="list-style-type: none"> ①入居申込書 ②入居予定者全員の住民票 ③入居予定者全員の収入に関する証明書（所得証明書等） ④納税証明書 ⑤住宅困窮理由書（法勝寺団地を除く） ⑥戸籍謄本（法勝寺団地のみ） <p>（①と⑤は建設課にあります） ※控除額がある場合は証明する書類（寡婦または寡夫控除、障害者控除等）</p>
若者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日現在で①～③のいずれかに該当する方 ①35歳以下の単身の方 ②どちらか一方または両方が35歳以下の夫婦 ③35歳以下で子と同居する方 ・市町村民税を滞納していない方 ・申請者の平成30年の所得が125万円以上であること ・入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと ・地元（谷川区）の区民となり、そのルールに従い、行事などに積極的に参加できる方 ・連帯保証人が必要です（町内在住者2名） 	<ul style="list-style-type: none"> ①入居申込書 ②入居予定者全員の住民票 ③入居予定者全員の収入に関する証明書（所得証明書等） ④納税証明書 ⑤誓約書 <p>（①と⑤は建設課にあります）</p>

【申込受付期間】 4月16日（木）～5月8日（金）の間

【入所選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。

※申込多数の場合は抽選とし、抽選については後日連絡します。

※公営住宅は、一定の要件（ひとり親家庭、高齢者等）を満たす方については、優先的に入居を決定する場合があります。

【入居決定後の手続】 入居が決定しましたら、入居手続きをしてください。

①請書の提出 ②敷金の納付（家賃の3か月分）

【入居可能予定日】 入居決定後、請書等の提出が確認された日

【申込・問い合わせ先】 南部町法勝寺377番地1 南部町役場建設課 ☎66-3115

■ ご家庭でのマスク等の捨て方～新型コロナウイルスなどの感染症対策～ ■

新型コロナウイルス感染症などの感染予防のため、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

【ゴミの捨て方】

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。
- ②いっぱいになる前に早めにごみ袋をしばって封をしましょう。マスク等のごみに直接触れることがないように注意ください。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※封をしたごみ袋は、『町指定の可燃ごみ袋』に入れて、各集落の集積所へ出してください。

【問い合わせ先】 ごみの捨て方について：町民生活課 ☎66-3114

新型コロナウイルス感染症について：総務課 ☎66-3112

■ 介護用品購入の助成をします～南部町介護用品購入助成事業～ ■

南部町では高齢者の在宅介護を支援することを目的に、在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯に対し、介護用品購入の助成を行っています。

【対象者・助成方法等】

年度ごとに申請が必要です。申請月から利用できますので、早めに申請してください。

対 象	助 成 額	助 成 方 法	利用可能店舗 (登録順)
◆要介護3の在宅の高齢者を介護している世帯 ◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税課税世帯	申請月から算出 月額2,000円 年額24,000円を上限として助成	クーポン券(きみどり色) 指定店で対象品目が購入できます	・ヤマト薬局 ・なんぶ薬局 ・介護タクシー123 (介護用品販売) ・ウェルネス西伯店 ・ナフコ南部店
◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯	申請月から算出 月額4,000円 年額48,000円を上限として助成	クーポン券(もも色) 指定店で対象品目が購入できます	※取扱品目及び配達の有無などは申請受付時にお知らせします。

※対象とならない場合・・・施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)、病院に入所・入院されている期間は申請・利用できません。

【対象品目】 紙おむつ(テープ止めタイプ、パンツタイプ)、尿取りパッド、防水シート、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプー、嚙下材

【申請方法】 ①印鑑(認印で構いません)、②介護保険被保険者証をお持ちの上、下記までお越しください。

※介護保険被保険者証の有効期間をご確認ください。

【申請・問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ 広報なんぶ4月号の訂正について ■

広報なんぶ4月号に掲載した東京2020オリンピック聖火リレーは、東京2020大会の延期により実施されないことになりました。

このことにより、本町で5月22日に予定していた聖火リレーも中止となり、それに伴う交通規制も行われませんので、訂正してお知らせします。

【問い合わせ先】 広報なんぶについて：総務課 ☎66-3112

オリンピック聖火リレーについて：人権・社会教育課 ☎64-3782

■ 南部町立図書館運営協議会 公募委員を募集します ■

南部町立図書館では、図書館の適正な運営を図るため南部町立図書館運営協議会を設置しています。図書館運営及び図書館サービスの充実を図ることを目的とし、運営について協議・協力していただく協議会委員を公募により募集します。

＜南部町立図書館運営協議会の概要＞

【内容】図書館の事業計画、諸行事、図書館利活用者の拡充、暮らしに役立つ図書館実現に向けた取り組み等についての協議及び運営への協力

【構成】12名以内（うち公募委員3名以内）

【募集人数】 3名

【任期】 令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間

【応募資格】 南部町に住所を有する満18歳以上の町民の方

※但し、現在南部町の他の付属機関の公募委員をされている方は除く。

【受付期間】 4月21日（火）から5月10日（日）まで（必着）

【応募方法】 申込用紙に必要事項を記載し、下記提出先まで持参、郵送、ファクシミリ、E-mailのいずれかの方法により、受付期間までに提出してください。

※申込用紙は、法勝寺図書館または天萬図書館にあるほか、ホームページからもダウンロードできます

※応募された書類は返却しませんので予めご了承ください。

【提出先】 法勝寺図書館または天萬図書館

【問い合わせ先】 〒683-0351 南部町法勝寺342 法勝寺図書館

☎・FAX 66-4463 メールアドレス toshokan@town.nanbu.tottori.jp

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり、介護についての相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日時】 5月15日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場所】 健康管理センターすこやか

【参加費】 100円（茶菓代）

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） ☎66-5524

■ 「米やカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「認知症カフェ」を開催します。介護についての個別相談もできます。

お気軽にお立ち寄りいただき、飲み物やお菓子などお楽しみいただけます。

【日時】 5月19日（火） 午前9時30分～11時30分

※ご都合に合わせてご参加ください。 ※参加申し込みは不要です。

【場所】 えん処 米や（法勝寺旧道 法勝寺駐在所隣）

【参加費】 100円（茶菓代）

【内容】 5月のイベントとして、「野花のあしらい方」を予定しています。

【その他】 この「米やカフェ」は、ボランティアで運営されています。

一緒にボランティアしていただける方も募集しています。

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） ☎66-5524